

特別支援教育士倫理基準

制定:2009年4月1日

本協会は、特別支援教育士倫理綱領第11条に基づき、この倫理基準を定める。

<責任と人権の尊重>

- 第1条 S.E.N.S 及び S.E.N.S-SV の専門的業務は、対象者や対象学校等の自発的な援助依頼に応えてなされるべきである。
- 2 S.E.N.S 及び S.E.N.S-SV は、援助依頼者及び対象者の国籍、年齢、性別などによって、提供する援助活動の内容に不当な差別をしてはならない。また、学校等が援助依頼者でかつ援助を受ける対象者である場合も、学校等の規模、種別、地域性などによって、提供する援助活動の内容に不当な差別をしてはならない。
- 3 S.E.N.S 及び S.E.N.S-SV は、その援助活動が対象者の基本的人権を侵すおそれがある場合は、活動に従事してはならない。
- 4 S.E.N.S 及び S.E.N.S-SV は自身の個人的な関心、もしくは金銭上の不当な利益、または、所属する組織もしくは機関の不当な利益のために業務を行ってはならない。

<技能及び資質向上>

- 第2条 S.E.N.S 及び S.E.N.S-SV は、専門職としての知識と技術水準を保持し、及び向上させるために、不断の学習、研究と継続的な研修によって自己研鑽を積み重ねなければならない。
- 2 S.E.N.S 及び S.E.N.S-SV は、その業務において、本協会では認められないアセスメント及び援助・指導、あるいは不適切と見なされるアセスメント及び援助・指導を用いてはならない。
- 3 S.E.N.S 及び S.E.N.S-SV は、活動が、自己の能力を超えると判断される場合は、対象者や依頼者の同意の下に、他の専門家に協力を求め、委託しなければならない。
- 4 S.E.N.S 及び S.E.N.S-SV は、対象者や援助依頼者、援助を求めた学校等に対して、援助に必要な、また限界を超えた情報を提供してはならない。

<アセスメント計画及びアセスメント技法>

- 第3条 アセスメント計画を対象者に分かる言葉で説明し、了解を得なければならない。対象者が、年少であったり、障害などにより、説明の理解が困難で、それにより了解が困難な場合は、その保護者に説明し了解を得なければならない。
- 2 心理検査などのアセスメント技法についても、実施の前に、対象者に分かる言葉で説明し、了解を得ておかななければならない。
- 3 S.E.N.S 及び S.E.N.S-SV は、アセスメント技法が対象者の心身に著しく負担をかける場合や、そのアセスメント技法が対象者のその後の援助に結びつかない場合には、その実施はしてはならない。
- 4 アセスメント結果に関する情報を求められた場合は、情報を伝えることが対象者の利益になるよう、受取手にふさわしい用語で伝えなければならない。

<援助・指導>

第4条 S.E.N.S 及び S.E.N.S-SV は、専門的援助を求める対象者や対象学校等には、適切な指導方法や援助方法を用いなければならない。

2 S.E.N.S 及び S.E.N.S-SV は、対象者や対象学校等の援助の受け入れや、断り、選択の自由を保証しなければならない。援助の一時的な中断も同様である。

3 S.E.N.S 及び S.E.N.S-SV は、現に関係を持っている（支援をしている最中の）対象者や対象学校等関係者との間では、不適切な関係を避けなければならない。

<研究>

第5条 S.E.N.S 及び S.E.N.S-SV は、通常の介入ではなく、研究の視点を持って介入する場合は、研究対象となる者や対象学校等の関係者に著しい負担とならないようにしなければならない。

2 S.E.N.S 及び S.E.N.S-SV は、事前に、研究計画を関係者に説明し、同意を得ておく必要がある。

3 S.E.N.S 及び S.E.N.S-SV は、研究への参加、中止、中断の選択の自由が、対象者や対象学校等にあることを事前に伝えておかなければならない。

4 S.E.N.S 及び S.E.N.S-SV は、対象者が未成年であるときや、障害などにより、説明の理解が困難で、それにより了解が困難な場合は、その保護者に説明し、同意を得ておかなければならない。

5 S.E.N.S 及び S.E.N.S-SV は、研究終了後は、得られた成果について対象者もしくは対象学校等に説明しなければならない。

6 S.E.N.S 及び S.E.N.S-SV は、研究の成果を公表する場合には、研究に協力参加した対象者や対象学校の同意を得ておかなければならない。

<秘密保持>

第6条 S.E.N.S 及び S.E.N.S-SV は、援助活動を通じて得られた個人的秘密を守らなければならない。

2 S.E.N.S 及び S.E.N.S-SV は、対象者や対象学校等の資料を、研究、研修、教育、訓練等に使う際には（公開する際には）、事前に、対象者（もしくはその保護者）もしくは対象学校等に伝えて了解を得ておかなければならない。

3 S.E.N.S 及び S.E.N.S-SV は、対象者や対象学校から同意を得た場合でも、実際の公開においては、当人や当学校が識別できないように配慮しなければならない。

4 S.E.N.S 及び S.E.N.S-SV は、対象者の援助にあたって他の援助者と対象者の個人情報を共有することが必要な場合は、共有する個人情報の範囲、共有する援助者の範囲について、対象者等から了解を得なければならない。

<公開>

第7条 S.E.N.S 及び S.E.N.S-SV は、専門家としての知識や意見を、新聞、テレビ、一般図書等に公表する場合は、内容の公正を期することに努め、誇張、歪曲等によって、S.E.N.S 及び S.E.N.S-SV の専門性と信頼を傷つけることのないようにしなければならない。

<他の専門職との関係>

第8条 S.E.N.S 及び S.E.N.S-SV は、自分の担当する対象者への援助が、自らの専門性の限界を超える可能性があるとは判断された場合は、速やかに、他の専門家に委託し、又は協力を求めなくてはならない。

2 S.E.N.S 及び S.E.N.S-SV は、現に他の専門的援助を受けている者や学校等が援助を求めて来た場合には、対象者や対象学校等の同意を得て、その継続中の専門職との間で最良の方策について協議し、適切な取組を行わなければならない。

<記録の保管>

第9条 S.E.N.S 及び S.E.N.S-SV は、対象者や対象学校等に関する専門的援助及び研究に関する記録を5年間保管しなくてはならない。

2 記録の保管にあたっては、各機関において保管責任者を定めて、保管場所、管理方法に留意して厳重に管理し、個人情報の保護に努めなければならない。個人の場合もこれに準ずる。

<倫理の遵守>

第10条 S.E.N.S 及び S.E.N.S-SV は、倫理意識の向上を目指して研鑽を積み、これを遵守するようにしなければならない。

附 則

1. 本倫理基準は、2009年4月1日から施行する。